

令和7年度採用
いちき串木野市会計年度任用職員

募 集 要 項



いちき串木野市役所
総務課

1 職種・募集人数・受付期間など

詳細は「募集職種一覧表」を御確認ください。

2 応募資格

年齢・性別等は問いません。

ただし、市税等を滞納していない方で次（欠格事項）のいずれにも該当しない方

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- いちき串木野市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過していない方
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 選考方法

書類選考・面接選考

4 申込みについて

- (1) 申込み方法：提出先へ申込書持参又は郵送してください。
- (2) 提出書類：「いちき串木野市会計年度任用職員申込書 兼 登録書」
- (3) その他：「募集職種一覧表」の中の希望する職種の募集番号を記載し申込みください。
なお、複数の申込みはできません。複数申込みがあった場合は、いずれの申込みも無効とします。ただし、登録制の職種については、その限りではありません。

5 提出先 及び 問合せ先

「募集職種一覧表」を御確認いただき、総務課人事係（串木野庁舎2階）へ持参又は郵送してください。※郵送の場合は、封筒の表面に「会計年度任用職員申込書 兼 登録書」と朱書き

| 提出先・問合せ先 | |
|-----------|---------------------|
| 〒896-8601 | いちき串木野市昭和通 133 番地 1 |
| | いちき串木野市役所 総務課人事係 |
| | TEL : 0996-33-5625 |

6 申込書等の配布場所

総務課人事係（串木野庁舎2階）で配布します。また、市ホームページにも掲載しています。

7 その他

いちき串木野市では、「障害者の雇用促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、障がいのある方の雇用促進に努めています。

応募職種に限らず、障害者手帳の交付を受けている人は、障害者手帳の交付の有無の回答及び写しの提出に御協力願います。（任意）

(1) 基本的な勤務条件

| | |
|----------------|--|
| 任用期間 | 「募集職種一覧表」を参照 |
| 勤務日 | |
| 勤務時間 | |
| 勤務場所 | |
| 給料・報酬 | |
| 社会保険 | |
| 期末手当 | 原則、任期が6か月以上であり、週当たりの勤務時間が15時間30分以上である方に支給します。 ※最大年間1.4月分（条件により支給されない場合あり） |
| 勤勉手当 | 原則、任期が6か月以上であり、週当たりの勤務時間が15時間30分以上である方に支給します。 ※最大年間1.0月分（条件により支給されない場合あり） |
| 通勤費用 | 制度有 ※片道2km以上より支給 |
| 休日 | 週休日（原則として土・日曜日）、祝日、年末年始 ※職場によっては異なる場合があります。 |
| 休暇 | 年次有給休暇、特別休暇 ※付与日数等は、勤務形態によって異なります。 |
| 災害補償 (労災関係) | 制度有 ※公務との因果関係により発生した場合 |

(2) 服務に関する規定

一般職の地方公務員として、地方公務員法の規定が適用されます。

| 地方公務員法 | 項目 |
|--------|---------------------|
| 第30条 | 服務の根本基準 |
| 第31条 | 服務の宣誓 |
| 第32条 | 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 |
| 第33条 | 信用失墜行為の禁止 |
| 第34条 | 秘密を守る義務 |
| 第35条 | 職務に専念する義務 |
| 第36条 | 政治的行為の制限 |
| 第37条 | 争議行為等の禁止 |
| 第38条 | 営利企業への従事等の制限 ※ |

※ パートタイム会計年度任用職員については、営利企業への従事等の制限は適用されません。ただし、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用される点については、御注意ください。（「募集職種一覧表」の職は、すべてパートタイム会計年度任用職員です。）

(3) 条件付採用について

一般職の地方公務員として、地方公務員法の規定に基づき、試行期間制度があります。採用1か月後に、正式採用となります。